

設 計 業 務 委 託 仕 様 書 (案)

三豊市建設経済部建築課

平成 29年 10月

I. 業務種別	基本設計 ・ 実施設計 （ 建築 ・ 設備 ）	
II. 業務概要		
1. 業務名称	平成29年度 山本地区就学前教育・保育施設基本及び実施設計業務	
2. 計画施設概要		
(1) 施設の名称	①三豊市立山本地区新設統合幼稚園（仮称） ②三豊市立山本保育所 ③三豊市山本地域子育て支援拠点施設（仮称）	
(2) 敷地の場所	三豊市山本町大野 地内	
(3) 施設の用途	①幼稚園 ②保育所 ③児童福祉施設	
3. 設計と条件		
(1) 敷地の条件		
a. 敷地面積	14,500	m ²
b. 用途地域等	都市計画区域外 用途指定なし	
(2) 施設の条件		
a. 構造・階数	①平屋建て ②平屋建て ③2階建て	
b. 延べ面積(計画面積)	①1,500m ² （新築） ②310m ² （増築）590m ² （改修） ③120m ² （増築）645m ² （改修）	
c. 耐震安全性の分類	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。	
1) 構造体	Ⅱ 類	
2) 建築非構造部材	B 類	
3) 建築設備	乙 類	
(3) 工事概要等	①三豊市立山本地区新設統合幼稚園（仮称） 予定工期：自 平成31年4月 至 平成32年1月 認可幼稚園として管理運営規則に基づく施設を整備するとともに園庭についても合わせて整備を行う。 給食はセンターより搬入予定のため厨房施設は不要とする。	

②三豊市立山本保育所

予定工期：自 平成32年4月以降 至 平成33年1月

現大野幼稚園に増築及び改修を行う。

認可保育所として三豊市保育所条例施行規則等に基づく施設を整備するとともに、園庭についても合わせて整備を行う。

増築部に想定児童数に応じた給食調理場設備を設ける。

③三豊市山本地域子育て支援拠点施設（仮称）

予定工期：自 平成30年9月 至 平成30年12月

旧大野小学校2階建て校舎に増築及び改修を行う。

増築については別途計画を行う旧大野小学校解体工事着手まで（平成30年11月を予定）に完了できるようにする。

増築部分にトイレ及び事務室を計画し、1，2階それぞれに出入口を設ける計画とする。

既存校舎部改修については間仕切りの大幅な変更は行わない。

その他修繕については現地調査の上内容を決定する。

その他：駐車場及び外構整備、プール改修工事

上記3施設共用として駐車場を計画し、合計170台以上の駐車台数を確保する。

幼稚園開園（平成31年4月）までに幼稚園送迎用及び幼稚園職員用の駐車場整備を完了できるようにする。

インフラ引込及び浄化槽整備については3施設それぞれに整備する。

プール改修においては大プールの利用（幼稚園5歳児想定）を行うため、底上げ改修を必須とする。

その他修繕については現地調査の上内容を決定する。

(4) 委託期間

自 平成30年1月4日（予定） 至 平成30年3月31日

※次年度への繰越明許費の補正予算が議決されれば、平成30年度末まで延長する。

①については平成30年6月末までに実施設計を完了し、平成30年10月末までに確認済証の取得を行うこと。

③については平成30年3月末までに実施設計を完了し、平成30年6月末までに確認済証の取得を行うこと。

(5) 概算工事費等
（改修工事分）

・概算工事費②	合計	102 百万円(消費税等抜き)
	内訳 建築	74 百万円(消費税等抜き)
	設備	28 百万円(消費税等抜き)
・概算工事費③	合計	17 百万円(消費税等抜き)
	内訳 建築	14 百万円(消費税等抜き)
	設備	3 百万円(消費税等抜き)

・参考図 ・無 有（ ・原図 ・CAD 製本 ）

(6) その他

・

Ⅲ. 業務仕様

1. 管理技術者等

- (1) 業務の遂行にあたっては、設計しようとする施設の目的を十分に把握し、良質な建築物が実現できるよう適切な人員を配置する。
- (2) 建築設計業務の管理技術者は、1級建築士とする。
- (3) 設備設計業務の管理技術者は、1級建築士または建築設備士とする。

2. 業務の内容

(1) 標準業務内容は、設計業務委託参考資料による。

(2) その他の業務内容は、次による。(○印のついたものを適用する。)

○透視図作成	種類	(○)鳥瞰図 1面 (○)外観 1面 (○)内観 1面)
	判の大きさ	(○)A3 ・ A2 ・)
	枚数	(○)原図 1枚 ・ 複製図 枚)
	額の有無	(・有 (○)無)
	額の材質	(・アルミ ・)
・透視図の写真撮影	カット枚数	(・各 枚)
	判の大きさ	(・キャビネ版 ・ 版)
	カラー・白黒の別	(・カラー ・ 白黒)
・模型製作	縮尺	(・1/ 程度)
	主要材料	(・プラスチック着色 ・)
	ケースの有無	(・有 ・ 無)
	ケースの材質	(・アクリル ・)
・模型の写真撮影	カット枚数	(・ 枚)
	判の大きさ	(・キャビネ版 ・ 版)
	カラー・白黒の別	(・カラー ・ 白黒)

○建築確認申請関係図書の作成

○建築確認申請手続き(事前協議、構造計算適合性判定申請の手続きを含む。)

・防災計画関係図書の作成

○省エネルギー届出書の提出

○省エネルギー関係計算書の作成

○設計VE関係資料の作成

○コスト縮減検討報告書の作成

実施設計時に調査職員と協議し、次の事項についてコスト縮減検討報告書として取りまとめた上で、報告する。

①実施設計時にコスト縮減対策として採択した事項

②設計VEを実施した業務について、コスト縮減提案の検討結果

○リサイクル計画書の作成

建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底)について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

○材料使用量調書(木材)の作成

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件、基本構想、基本計画及び適用基準等によって行う。

- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
 - c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
 - d. 業務の実施にあたっては、業務計画書を提出し、調査職員と十分な連絡を保つ。
 - e. 設計図書の作成にあたっては、特定の製品、製造所を記載してはならない。また、特定の製品等が推定されるような表現をしてはならない。ただし、上記により難しい場合は、あらかじめ承認を得るものとする。
- (2) 耐震改修を含む設計
- 耐震改修を含む設計においては、設計内容に対して下記の構造計算を行い、所定の性能を確認する。
(印のついたものを適用する。)
- ・ 計算：(財)日本建築防災協会発行の耐震診断基準(2001年改訂版)における2次診断
所定の性能： $I_s \geq 0.7$ かつ $CTUSD/Z \geq 0.3$ (ただし、 $I_s = E_o \times SD \times T \div Z$ とする。)
 - ・ 計算：文部科学省大臣官房文教施設部発行の屋内運動場の耐震性能診断基準による耐震性能診断
所定の性能： $I_s \geq 0.7$ かつ $q \geq 1.0$
 - ・ 計算：(財)建築保全センター発行の官庁施設の総合耐震診断・改修基準における構造体の診断
所定の性能： $GIs \geq 1.0$ ($I \geq 1.0$)
- (3) 打合せおよび記録
- 打合せは次の時期に行い、速やかに打合せ簿を作成し、調査職員に提出する。
- a. 契約直後
 - b. 建築確認等の申請等の前(事前協議の手続きを含む。)
 - c. 調査職員または管理技術者が必要と認めるとき
 - d. その他打ち合わせを必要とするとき
- (4) 確認申請手続き
- 確認申請手続きを必要とする業務の場合は、次の要領で実施する。
- 確認申請手続きは事前協議を含み、確認済証の受領までとする。
構造計算適合性判定を要する場合は、構造計算適合性判定申請の事前協議から適合判定通知書の受領までを含むものとする。
 - 確認申請及び構造計算適合性判定申請における設計者及び申請代理者は、建築士法等に適合した受託者の有資格者、又は三豊市が承諾する協力事務者等に所属する有資格者とする。
 - 確認申請の提出(事前協議の提出を含む。)にあたっては、当該手続きを除く設計業務に関する成果物の内容及び履行状況の事前確認を実施するため、速やかに「確認申請等提出伺い及び内容確認依頼書」を調査職員に提出すること。
- (5) 電子媒体での提出等 (印のついたものを適用する。)
- 電子媒体での提出 (必要 ・ 不要)
- (注) 提出が必要な場合の提出仕様は、調査職員との協議による。
- 電子媒体での提出
- 電子媒体での提出とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を「電子データ」で納品することをいう。
ここでいう「電子データ」とは、上記の協議により示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- (6) 原本等
- a. 設計図の用紙は原則として、トレーシングペーパー(A1判またはA2判)とする。
 - b. 工事費内訳書は指定の様式とし、用紙はA4判程度とする。
 - c. その他の用紙はA4判程度とする。

(7) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準（平成25年版）
- ・営繕事業のプロジェクトマネジメント要領（平成25年版）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準（平成8年版）

・

b. 建築

- ・建築設計基準（平成26年版）
- ・建築設計基準の資料（平成27年版）
- ・建築構造設計基準（平成25年版）
- ・建築構造設計基準の資料（平成27年版）
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)
- ・建築工事標準詳細図（平成28年版）
- ・木造建築工事標準仕様書（平成28年版）
- ・建築物解体工事共通仕様書（平成24年版）

・

c. 建築積算

- ・公共建築工事積算基準（平成27年版）
- ・公共建築工事標準単価積算基準（平成28年版）
- ・公共建築数量積算基準（平成18年度版）
- ・公共建築工事共通費積算基準（平成26年版）

・

d. 設備

- ・建築設備計画基準（平成27年版）
- ・建築設備設計基準（平成27年版）
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成28年版)
- ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成28年版)

・

e. 設備積算

- ・公共建築設備数量積算基準（平成15年版）

・

f. その他

- ・香川県環境配慮指針（平成12年 6月）【参考】
- ・香川県緑化技術マニュアル（平成14年 4月）【参考】
- ・香川県福祉のまちづくり条例（平成 8年 3月）及び施設整備マニュアル〔三訂版〕【参考】
- ・営繕工事積算チェックマニュアル（平成27年3月改定版）

・

4. 成果物

(1) 基本設計

内 容	要 否	提出部数	
		原本	複 本
・業務計画書	○	1	
・基本設計報告書	○	1	5
(基本設計図 計画説明書 計画概要書 (構造・昇降機設備・電気設備・ 空気調和設備・給排水衛生設備) 仕様概要書 工事費概算書 工事工程表 透視図の写し、模型写真等			
・基本設計報告書概要版 (内容は上記の概要とする)	○	1	15
・透視図 (※1)	○	1	
・模 型 (※1)		1	
・設計説明書	○	1	
・設計V E 関係資料	○	1	
・打合せ簿	○	1	
・			
・			

※1 電子媒体での提出等を行う場合の形式は、写真のスキャニング画像データとする。
 (写真のスキャニング画像データの形式は調査職員との協議による。)

(2) 実施設計（建築）

内 容	要 否	提出部数	
		原本	複 本
・業務計画書	○	1	
・意匠設計図	○	1	1
・仕様書	○	1	1
・構造設計図	○	1	1
・構造計算書（構造計算概要書等を含む。）	○	1	1
・積算数量調書（工事費内訳書、積算数量算出計算書）	○	1	1
・各種積算資料	○	1	
・建築確認申請図書（※1）	○	1	1
・防災計画図書		1	1
・省エネルギー関係計算書	○	1	1
・コスト縮減検討報告書	○	1	1
・リサイクル計画書	○	1	1
・木材使用量調書	○	1	
・設計説明書	○	1	
・技術検討報告書	○	1	
・工事工程表	○	1	
・打合せ簿	○	1	
・			
・			

※1 事前協議等協議記録、構造計算適合性判定申請に必要な図書を含む。

実施設計（設備）

内 容	要 否	提出部数	
		原本	複 本
・業務計画書	○	1	
・設備設計図	○	1	1
・仕様書	○	1	1
・各種計算書	○	1	1
・積算数量調書（工事費内訳書、積算数量算出計算書）	○	1	1
・各種積算資料	○	1	
・建築確認申請図書（※2）	○	1	1
・防災計画図書		1	1
・省エネルギー関係計算書	○	1	1
・コスト縮減検討報告書	○	1	1
・リサイクル計画書	○	1	1
・設計説明書	○	1	
・技術検討報告書	○	1	
・工事工程表	○	1	
・打合せ簿	○	1	
・			
・			

※1 事前協議等協議記録、構造計算適合性判定申請に必要な図書を含む。

IV. その他

1. 工事の受注者等は契約の履行にあたり、次に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。）から不当要求行為（不当又は違法な要求、工事妨害その他建設工事等の契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) 工事の受注者等の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、工事の受注者等に報告するよう下請業者を指導し、その報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。